

【課題】

社会教育施設においては、地域の実情や施設の特性などに応じて、多様な学習機会を提供しているが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、社会教育施設の質を保証する取組の充実が必要。

【現状】

社会教育法等の改正(H20)により、公民館・図書館・博物館の運営の状況に関する評価の実施と情報提供についての努力義務を規定。



参考資料2 1.

図書館・博物館について、評価の際のガイドラインとして活用できる「設置及び運営上の望ましい基準」を改正。



参考資料2 2.

運営の状況に関する評価の実施率は6～7割程度。
(図書館7割、博物館7割、公民館6割)



参考資料2 3.

運営に関する情報の提供の実施率は5～6割程度。
(図書館6割、博物館5割、公民館5割)



参考資料2 3.

【論点の例】

評価とそれに基づく運営の改善・情報提供は、どのような方法が有効か。(評価の実施者、評価の内容、情報の提供手法等)

評価・情報公開の実施率の向上のために、どのような方策があるか。

地域から様々な機能を求められている公民館については、評価の前提となる目標設定をどのような枠組みで行うべきか。



参考資料2 4.